

自分で日本国憲法を考える —第3報 民族植物学の視点から 憲法に環境原則を加える提案のゆくえ—

木俣美樹男
(植物と人々の博物館)

Thinking about the Constitution of Japan for Myself (3) The Whereabouts of
an Additional Proposal in regard to the Principle on Environment

Mikio KIMATA
Plants and People Museum, INCH

エネルギー節約のためにさまざまな措置を講じ、
化石燃料を保存しようという今日の動きが、
いずれは農業や食糧取引にまで広がって、世界の人々はもう一度、
カロリーはさほど高くないが効率的な食べ物である
戦時中の主食に大きく頼ることになるかもしれない。
すなわち、パンとじゃがいもに。
(L. コリンガム 2011)

はじめに

日本国憲法が国民主権を人類普遍の原理としており、まずもって憲法の改変は多くの国民の意思によって行われるべきものである。国民こそが憲法について学び、考えて過不足があれば、広く改定案を論議して、国民の代表者である国会議員が改編案の発議をし、国会の審議を経て、その議員の3分の2の賛成を得てから、国民投票に賛否を問うことになっている。すなわち、国会議員のみに議論を委ねるのではなく、広く国民が議論の輪を広げるのが本来の筋である。

こうした考えから、一市民・国民として自分で憲法について考えてみた。木俣(2017a)は、建国の理念、前文、国民国家の形、第一章第一条から第八章、非戦の在り方、第九条、自由の在り方、第十九条から第二十三条について、私見を整理した。さらに今後、補足すべき条項として環境保全の必要性、関連して食料安全保障、環境難民の課題について考えた。木俣(2018)

は、NPO 法人環境文明 21 の憲法部会での議論に供するために、課題を焦点化して、憲法に書き加えるべき環境原則について考察した。

本論は、これまでの論考を基に、日本国憲法に環境原則を加える提案シンポジウムにおいて、特に家族・地域・国レベルの食料安全保障に関する相当数の立法事実を根拠に提案した見解についてまず記述し、次にシンポジウムでの議論に加え、さらに憲法学者や政治家・政党の見解を踏まえて考察を行った。

1. 日本と世界の現状認識

1) 都市化の過剰進行

国連経済社会局(2018)によれば、都市部に暮らす人々が世界人口(76億人)の55%を占める。1950年には30%だったが、2050年までに68%と全体の3分の2を超えると予測されている。世界最大の都市圏は東京圏で、近郊を含め3,700万人が暮らす。地域別で最も都市化

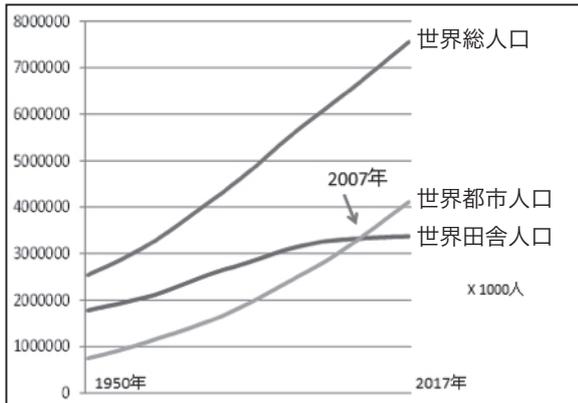


図 1a 世界の総人口、田舎および都市の人口推移 (FAOSTAT データから加工)

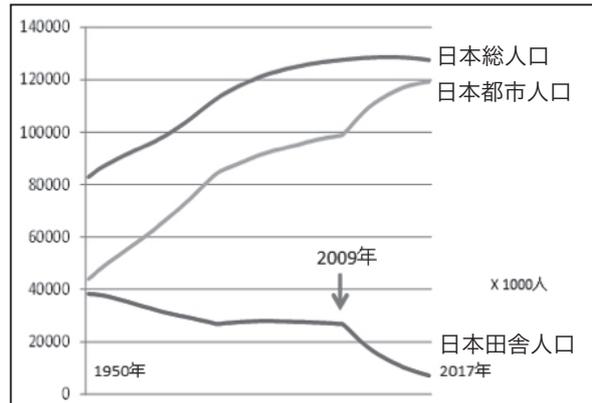


図 1b 日本の総人口、田舎および都市の人口推移 (FAOSTAT データから加工)

が進んでいるのは北米で、人口の82%が都市部に暮らす。中南米は81%、欧州は74%と高いが、アジアは50%にとどまる。最低はアフリカの43%で、過半数が農村地域に住む。50年までにはインドや中国、ナイジェリアで都市部への人口流入が急増するという。

世界の人口の推移は図1aに示したように、2007年には田舎人口と都市人口が逆転し、都市人口は増加し続けている。総人口が増加しても田舎人口は横ばいであり、新たな増加人口を田舎は受け入れる容量がなく、都市に流入するしかないのだろう。

日本の人口の推移は図1bに示したように、世界に先駆けて敗戦後まもなく(1950年頃)都市人口が増加して、田舎人口より多くなっている。また、人口増加は緩やかになった一方で、さらに2009年には急激に田舎人口が減少傾向になった。これは2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス(Lehman Brothers Holdings Inc.)が経営破綻したことに端を発して、連鎖的に世界規模の金融危機が発生したことの結果と関連があると推測できる。

世界に人口1,000万人以上の大都市圏は33都市あり、世界人口の3割が暮らす。1990年には10都市しかなかったが、2030年にはブラジルやナイジェリアなど途上国を中心に43都市にのぼる見通しである。

都市は生活の便利さも高く、人が多く集まり、いろいろな事物が集積されており、日々の暮ら

しは刺激的であり、面白い。しかしながら、他方で自然から遠ざかり、非人間的な人工環境の中で人口過密な生活は環境ストレスにより人心を荒廃させ、多くの人々は非情理に生きる。相変わらずこの国の学校でも地域社会でも、あるいは会社などでも、いじめにあたる行為は多くてなかなか減らない。学校でのいじめ件数は減少傾向のようだが、不登校の児童・生徒の数は増加している。自殺が多く、長らく横這いであった自殺率がやっと漸減し始めたとはいえ、青少年の自殺は増加している。

なぜ、これほどまでに若い人々にとってこの社会は過ごしにくいのであろうか。長らく課題解決ができないのは、一時的な応急措置では対処できない根本的な問題点があるのだろう。その原因を明かして反省しなければ、良い方向には改善しない。

この国では出生率が下がり続け、例外的に少子化が進行している。しかし、都市に暮らしていると、身近に幼い子どもが多く、保育園も不足しているので少子化の進行は認識できない。健康長寿も相まって、世界では人口爆発に向かって進んでいるのに、この国では人口が減少する不可思議な状況にある。

目を農山村の田舎に転じると、ここでは過疎・高齢化が極限に向かって進行し、集落の存続が危機に瀕して、生業はもとより産業も衰退しているところがある。農林漁業者は減少し、耕作放棄地が拡大、また、所有者不明の土地が急増している。野生生物は奥山に餌が減少し、

里山の衰微を良いことに、山里に降りてくるようになり、時には街中にも紛れ込んでくるようになった。また、愛玩用などとして輸入した外来生物は逸出して順化し、都会にも定着するようになってきた。里でも街でも鳥獣害は実害をもって目に余る。イノシシやシカの侵入を防ぐために電気柵で囲い、人間は檻の中で農耕をする。これをして、よほど賢いサルや空を飛ぶカラスを防ぐことは困難である。

農業被害を金額で表せば、農業以外の収益額に比べていかほどでもないかもしれないが、山間地で農業は産業としてあまり引き合わず、それでもささやかな農耕をしている老人達には収入ばかりか、金銭に変えられない価値まで、楽しみな労働の成果を失うことである。傾いた山間耕地で衰える身体をいかに励まして、作物が食害を受けては耕作意欲をなくするのは当然で、耕作放棄地は増えるばかりである。森林・河川の治山治水はいたって不十分で、村の広い範囲がハザードマップに載っている。治山治水が劣化し、土砂崩れなどの災害が頻発して、山村の崩壊を早めてもいる。

2) 環境変動

地球温暖化、気候変動は自然の過程と人工の作為によって生じ、結果として自然災害（台風、地震・津波、火山活動、山火事など）を増加させ、その結果は資源枯渇（森林、水産物、石油・鉱物、綺麗な水）にも及び、さらに社会変動（人口増加、戦争拡大、難民増加、経済格差）を引き起こして、食消費生活・健康（食料不足と廃棄、肉食過多、バイオエタノール）にも強い影響を与える。大気・水・放射性物質などの汚染も激化して、生活環境は不都合で不条理な境遇に陥る。平地での気温上昇や海面上昇により居住環境が悪化すれば、縄文海進の時期のように高緯度か海拔の高い地域で山住することになるだろう。

3) 科学技術の過剰な便利

生命科学が著しく発達して、臓器移植や遺伝子操作などが容易になり、また情報科学の発達は人工知能の能力を高める。これまで以上に科

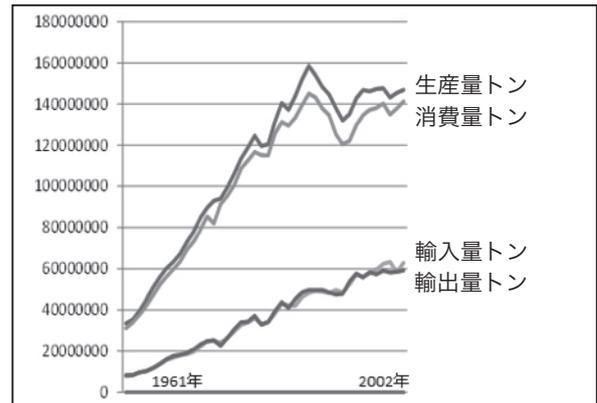


図2 化学肥料の生産・消費量と輸出・輸入量 (FAOSTAT データから加工)

学技術の過剰な便利さは、人間の存在意味を弱いものにしてしまう恐れがある。生命倫理、環境倫理、自由な人間の尊厳などの在り方を真摯に考えると、今は文明をしかと考え直す時期にある。科学技術の便利さが過剰なのか、それなら応用を保留して、適正な位置に戻すのか、時間を取って考える必要がある。

例えば、農業の機械化、化学肥料や農薬の大量使用、情報技術の応用などは、急増する人口に対応するために必要なことである。これらの科学技術を用いなければ、大量生産のための産業としての農業は成り立たない。1961年から2007年までの作物生産量は290%増加、耕地面積は10%の増加であったが、人口増加があるので、1人当たりの収穫面積はおおよそ半減している。単位面積当たりの収量の増加によって、生産量が増加してきたことがわかる。

生産量を支えてきたのは農業技術であり、とりわけ化学肥料と農薬である。世界における化学肥料の生産・消費量および輸出入量は図2に示したように、1961年の生産量3,351万700トン/消費量3,118万2,200トン、および輸出量844万1,910トン/輸入量786万3,830トンから、2002年は生産量1億4,686万1,000トン(4.4倍)/消費量1億4,128万2,000トン(4.5倍)、および輸出量5,927万トン(7倍)/輸入量6,296万2,000トン(8倍)にまで増加している。農薬使用量に関しては1990年の230万2,488トンから、2014年の414万3,203トンを最高に、2016年には微減している。

また、作物の品種改良や農業機械の開発も大きく貢献している。日本においては、イネ、麦類、ダイズ、ジャガイモなどの主要農作物はこれまで、国や都道府県の研究機関が開発して、増殖後に農家に供給してきた。

他方、野菜種子は主に種苗会社が開発して供給してきた。近年、野菜種子の輸出入が増加しており、金額でみると1990年の輸入額47億円・輸出額49億円から、2017年の輸出額109億円(2.2倍)・輸入額158億円(3.4倍)までに増加してきている(農林水産省知的財産課2018)。ホームセンターなどで野菜の種子を買い、その袋の裏を見ると種子の採種地が記載されているが、大方(約90%)はチリ、イタリア、アメリカ合衆国などの海外で採種されたもので、非常に驚く(恐ろしい)ことに日本ではほとんど採種されていない。2018年には主要農作物種子法が廃止されたので、今後は野菜ばかりでなく、穀物なども世界的な貿易競争に晒されることになるのだろう。産業としてみれば大規模企業農業であれ、小規模農家であれ農業経営もますます苛酷なことになる。

莫大な人口を養うために、これらの科学技術を使用しないで農業において生産性を上げることは困難である。すべてがグローバル化して、産業としての農業労働はとてつもなく辛いものとなる。しかし、一方で食料の安全性や品質については大きな問題が多く、山積している。科学的知識体系の高い価値を否定するものではないが、謙虚に問題点を批判的に捉え直すには伝統的知識体系からも見る必要がある。家族や地域社会の範囲で、小規模家族農耕を有機農法や自然農法によって、生業として行うことには、潜在的食料自給を高めるので、食料安全保障のためにとても大きな意義がある。また、家族のために楽しくできる労働でもある。

しかしながら、過疎・高齢化、学校教育の全面的隆盛は家族や地域社会における伝統的知識体系の継承を妨げてきた。このために生き暮らす生活知が体験的に伝わらなくなって、自分で生産、生活する技能も衰微してしまった。後述するように、自然的基盤である生物と基層文化

の多様性保全を体験的な環境学習で受け継がねばならない。

大賀(2004)は『食料と環境』において、農業生産と環境の負の関係に関する概説を丹念にしているが、農耕の経験やその現場に暮らす人びととのつながりが薄く、伶俐な学者の解説と受け取れる。科学の客観主義はその本性だとしても、複雑な事象を考察する際に、分析的・断片的な事象の紹介では、現場の農耕者の心情への想い(ファンタジー)が乏しい。

人間は前農耕の段階から数万年の歴史過程で、努力して自然と共存し、共生しようと技能を磨いてきた。弱々しい先人が農耕を始めたころは強大な自然と敵対し、全力で戦わねばならなかった。この頃の自然破壊の所業をあげつらい、共進化の歴史過程を削除し、原罪というのは酷い誤りというものだ。大罪は現代の工業化された農産業であって、この認識を反省して伝統的知識を学び直して、科学技術の過剰な便利を制御するべきだろう。謙虚な対応をしなければ、人間の文明の崩壊は加速化しているのだ、いかに楽道家でもいずれ悲惨な事態になるだろうと気づくというものだ。

Pottier(1999)は『食糧確保の人類学—フード・セキュリティ』において、アフリカでのフィールド・ワークをしてきた学者であるので、具体的なケース・スタディを踏まえて、世界的な視点から食料安全保障、飢餓や農業政策を具体的、実践的に論じている。彼は現地の農耕者の日々の暮らしや関心事を、急速に変化する世界の文化的な複合体との関係で考察している。大賀の概説のような公式の議論とは大きく異なる農耕者の想いを理解しようとしているので、私は心情的にも共感する。彼は次のように指摘している。

農業の商業化による全体的な影響を挙げれば、農民は生計がより不安定になり、食料を自給したり農場の投入資金を自己調達できず、外部からの援助に頼るようになった。植民地化される以前は食料供給はより安定していたが、それは農場の実践が地域ごとに管理できるように制度化された方法を通じて調整

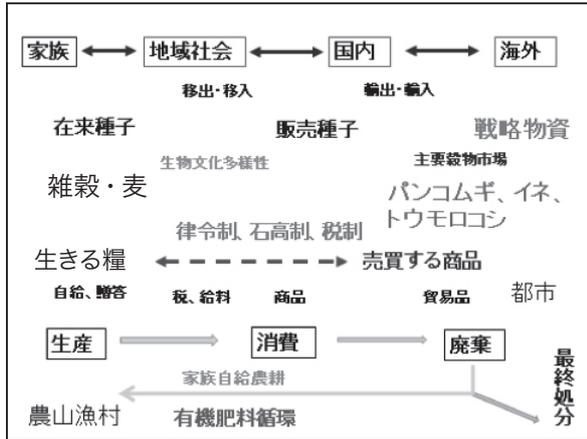


図3 生きる糧あるいは世界戦略物資としての穀物

されていたからである。たとえば、旱魃に強い作物が栽培され、間作技術の利用や、さまざまな土地の利用権があり、宗教が調整の役割を果たすこともあった。改良された農業技術が利用される以前には、アンデスの農夫たちは豊かな土壌を劣化させないように間作などを行い、人脈を通じて種子や苗の在庫を交換し、新たな品種を選別していた。アンデス地域に広がる農業の知識と実践では、人間と自然は相互依存の関係にあるとされていた。高度な技術を利用した農業が行えるようになると、商業的な市場が形成されて、新手の知識が伝統的な権威かという選択が迫られ、こうした変化によって、地方ごとのさまざまな農法や権威の構造は土台から崩れた。

4) 穀物の位置づけ

在来の麦類や雑穀類は世界各地で生きる糧として重要であったが、イネ(コメ)・パンコムギ・トウモロコシは租税・給料、売買する商品、さらには貿易商品、世界の食料戦略物資としてその位置づけが歴史的に変化していった(図3)。

日本においても、生業としての農耕の段階では、生きる糧として家族による自給食料や近親への贈答物であった穀物が、律令制度が整備されると租税になり、武家社会では租税で取られたイネが武士たちに石高(給料)として給され、近代の税制度では穀物は売買される商品として貨幣価値に置き換えられるようになった。その後、パンコムギ、トウモロコシと並んで、イネ

表1 20世紀における餓死者数と戦死者数

西暦	地域	原因	餓死者数
1900	インド	旱魃	250,000~3,250,000
1918	ドイツ	第一次世界大戦、凶作、カブラの冬	762,000
	世界	戦死者	8,529,000
1921	ロシア	旱魃	5,000,000
1928	中国北部	旱魃	3,000,000
1932	ウクライナ	ホロドモール、政策	2,600,000~10,000,000
1932	カザフスタン	ウクライナに運動	1,200,000~1,500,000
1936	中国	旱魃	5,000,000
1941	ロシア	ドイツ軍の包囲	1,000,000
1941	ギリシャ	ドイツ軍の占領	300,000
1942	中国	四川200~300万人	1,000,000
1943	インド	ベンガル飢饉	1,500,000~3,500,000
1944	オランダ	第二次世界大戦、飢饉の冬	22,000
1945	世界	第二次世界大戦	20,000,000
	世界	戦死者	19,500,000
1944	ソ連	レニングラード封鎖70万人以上	1,000,000~1,500,000
1947	ソ連	凶作、付属地の制限	1,000,000~1,500,000
	中国	大躍進政策	36,000,000
1965	インド	旱魃	1,500,000
1968	サヘル	旱魃	1,000,000
1975	カンボジア	クメール・ルージュ政策	2,000,000
1996	北朝鮮	水害、苦難の行軍	220,000~3,500,000
1998	コンゴ	内戦	3,800,000
1732	日本享保	凶作、イナゴ襲来	1,000,000
1782	日本天明	凶作	1,100,000
1833	日本天保	凶作	300,000
1930	東北	凶作	不明
1945	国内外	第二次世界大戦	850,000~1,400,000
	日本	戦死者(上記を含む)	3,100,000
1946	国内	敗戦後、凶作	不明
1993	東北	凶作	0

Wikipediaで人数書きされている事例
L. Collingham 2011ほか

も世界市場の戦略物資となったが、第2次世界大戦に敗北した後、この世界戦略の中で日本は受け身の位置にあり、極端に食料自給が低下して大量の穀物を輸入している。

2. 今なすべき課題への統合的対処のための環境原則に関する立法事実

1) 食料安全保障

食料自給生産が著しく低い現状は、自然災害・経済不況、戦争による食料不足、飢饉から飢餓に至る恐れが高い。家族や地域、国レベルともに、危急な紛争状態から飢餓になることは現代史においてもたびたび経験されている。

20世紀における主な飢饉による餓死者数を表1に示した。世界各地で旱魃、水害、失政、戦争などに原因があったが、1億人以上が100年間に餓死している。この数は「戦争の世紀」と称された20世紀においてさえも、戦死者数よりも多い。根元を辿れば、食料の奪い合いが戦争に至る主因でもあった。このことは現代でも同じである(Collingham 2011)。食料の安全保障は武力的な安全保障よりも重要なことで、食料が満たされれば大方の戦争は回避できよう。

表2 第2次世界大戦中の日本の農作物栽培面積と人口

年次	戦時中の配給制限による強い規制											植民地	
	稲	麦類	甘藷	馬鈴薯	雑穀	豆類	野菜	果樹	工業作物	飼料作物	茶		
1941	3182	1793	311	181	258	518	444	137	307	506	84	494	8254
1942	3164	1913	323	194	252	503	444	141	284	518	99	413	8284
1943	3110	1813	328	205	259	490	433	124	186	459	113	364	7920
1944	2979	1892	310	207	244	427	414	115	149	434	111	305	7617
1945	2894	1725	404	215	236	382	388	103	127	337	112	242	7201
2016	1479	2759	36		66	190				1082		43.1	

改定日本農業基礎統計1977、農林統計協会 仮統計には茶・その他が含まれていない 農林水産省統計データ2018
 単位:千ヘクタール、千ヘクタール 町歩=0.9917ヘクタール

人口に比した作付の増減、
 敗戦後の食料政策の急変

戦時の最大作付面積に対する現在の比率: 人口比 1.77倍

稲	約 46.5%
麦類	14.4
甘藷	8.9
雑穀	0.1
豆類	29.0

西暦	人口	増減%	備考
1940	73075071	5.5	
1945	71998104	-1.5	戦死
1950	83199637	15.6	ベビーブーム
2010	128057352	0.2	
2015	127094745	-0.8	自然減

そして、食料の自給拡大は家族、地域でもできることである。甲冑で身を固めるよりも、美味しい食べ物で命と健康を守る方がよい。

第2次世界大戦では、ドイツのポーランドなどへの侵略、日本の満州からアジア各地への侵略も、根本的主因は食料を得るためにしたことである。表2に、日本の第2次世界大戦中の農作物作付面積を示した。1941～42年にはイネ、麦類、豆類など栽培面積が多かったが、戦争が激しくなると、甘藷(サツマイモ)や馬鈴薯(ジャガイモ)の作付面積が増加、他方で全般的に作付面積が漸減し、特に工業作物の栽培面積は著しく減少した。

農村から徴兵され人手不足、また戦争継続のための食料生産を優先することになった。この戦時5年間と、2016年の作付面積を比較してみよう。町歩とヘクタールはおおよそ同じ面積を示すので、大まかに比較してみると、人口が1.77倍になったにもかかわらず、戦争中よりも、現在の栽培面積のほうが、イネは約47%、麦類は14%、サツマイモは9%、雑穀は0.1%、豆類は29%と、著しく栽培面積が少なくなっている(改定日本農業基礎統計1977、農林水産省統計データ2018)。

1940年に7,307万5,071人であった日本の人口が、戦死と餓死によって1945年には7,199万8,104人に減り、1950年にはベビーブームで8,319万9,637人に回復し、2010年に最大数1億2,805

表3 日本の穀物供給状況 2013年 (FAO 統計データより作成)

穀物製品	項目	量(千t)
コムギおよび製品	生産	812
	輸入	6520
	輸出	244
イネおよび製品	供給	7282
	生産	7176
	輸入	940
トウモロコシおよび製品	輸出	58
	供給	8210
	生産	0
モロコシおよび製品	輸入	14403
	輸出	1
	供給	14661
雑穀および製品	生産	0
	輸入	1798
	輸出	0
雑穀および製品	供給	1798
	生産	0
	輸入	10
雑穀および製品	輸出	0
	供給	10
	生産	10

万7,352人になってからは漸減し始め、現在では少子化や労働人手不足が課題になってきた。

世界の人口は2018年11月現在で、75億人を超えている。国連の予測(2017)では、高収入の国は安定的に微増、低収入の国々は貧困ゆえに微増であるが、中収入の国は急増している。穀物の需要は当然ながら人口増加にともなって急増していく。しかしその内容を見ると、直接的食用に加えて、飼料用(間接的食用)がともに増加し、さらにバイオエタノールの原料用が新規に加わり増加している(農林水産政策研究所)。世界的にみて、爆発的な人口増加、急激な地球環境変動が起こり、その結果は食料生産の持続可能性を脅かしている。また、食料輸出国は少なく、大半が食料輸入国である。国民を飢えさせないことは為政者の最大の責任・義務であり、紛争回避の最良の政策であることを明確に位置付けることができる。

第2次世界大戦中は多様な食材を栽培して食料増産の努力をし、なおかつ食糧管理法を設けて厳しく配給を規制した。しかし、敗戦後は稲作を中心に政策転換(主要農作物種子法1952、農地法1952)をして、農地面積の規制を行い、小規模農業を固定的にした。これらの法律は、食糧法(1994)、新食糧法(2004)、農地法(2009)へと改定され、主要農作物種子法さえも廃止された(2018)。

日本は敗戦後に国産稲作を中心にしながら、

アメリカ合衆国のコムギやトウモロコシ、モロコシなどを莫大な量で輸入してきた。イネ中心は他の作物の生産を激減させ、その結果、イネは生産過剰になり、減反政策で生産量を減らすことになった。イネの作付面積は長期的に漸減し、昭和44年の317万3,000ha（昭和16年は3182町歩）が最高であり、平成30年には作付面積（青刈り面積を含む）は159万2,000haで、うち主食用作付見込面積は138万6,000haが見込まれる（農林水産省2018）。当然ながら、生産量も1,000万トン以下に急落してきた。

一方、コムギの輸入は600万トンほどで横ばい。トウモロコシの輸入は激増して、1,600万トン前後に達している。コムギのパン食の普及はイネ（米）離れを進めて、輸入コムギを優勢にし、同時に肉食の拡大は飼料用トウモロコシの輸入を増加させてきたと理解できる（FAO2016）。

柳田国男が創始した日本民俗学は膨大な聞き取り記録を蓄積し、それは高い価値がある。しかし他方で、本来、山縣陸軍閥につながる農政官僚であった彼の稲作単一民族説に基づき（岩田1992、萬遜樹2005）、敗戦後の農業政策ばかりでなく、学問の分野にも多大な悪影響を及ぼしてきた。結果的には、先住民や少数民族を始め、実は山村住民を差別し、黙殺してきた他面もある。

作物学でも、麦や雑穀などイネ以外の畑作物を差別し、消滅したとまで記述してきた（戸苺・菅1957、星川1980、国分2010）。考古学では、弥生稲作農耕への過剰な固執により、縄文農耕を長らく拒絶してきた。縄文人の後裔でもあるアイヌ民族は農耕も行っていたが、狩猟採集民の枠内でしか理解しようとしてこなかった。このような学問の不公正な歪みは、事実によって修正せねばならない。多様な穀物やさまざまな栽培植物があってこそ、私たちの暮らしは豊かになり、食料安全保障も可能になるのだ。

日本の穀物自給は表3に示したように、コムギはほとんど輸入（652万トン）、イネの生産は718万トン、輸入は94万トン、トウモロコシは全面的に輸入（1440万トン）、モロコシはほと

表4 主穀物の生産量 (FAO 統計データ 2016 より作成)

国・地域	穀物	千以上	
		量(トン)	人口(千人) G7
Argentina	M a z e	39792854	43847
	R c e, p a d d y	1404980	
	W h e a t	18557532	
Australia	M a z e	400032	24126
	R c e, p a d d y	273942	
	W h e a t	22274514	
Bangladesh	M a z e	2445576	162952
	R c e, p a d d y	52590000	
	W h e a t	1348186	
Brazil	M a z e	64143414	207653
	R c e, p a d d y	10622189	
	W h e a t	6834421	
Canada	M a z e	12349400	36290 *
	R c e, p a d d y	30486700	
	W h e a t	231673946	
China, mainland	M a z e	209503037	1403500
	R c e, p a d d y	131689035	
	W h e a t	12131249	
France	M a z e	81075	64721 *
	R c e, p a d d y	29504454	
	W h e a t	4017800	
Germany	M a z e	24463800	81915 *
	R c e, p a d d y	26260000	
	W h e a t	158756871	
India	M a z e	9350000	1324171
	R c e, p a d d y	20369551	
	W h e a t	77297509	
Indonesia	M a z e	896943	80277
	R c e, p a d d y	2386492	
	W h e a t	11097605	
Iran (Islamic Republic of)	M a z e	6839499	59430 *
	R c e, p a d d y	1587346	
	W h e a t	8037872	
Italy	M a z e	171	127749 *
	R c e, p a d d y	8044000	
	W h e a t	790800	
Kazakhstan	M a z e	447830	17988
	R c e, p a d d y	14985379	
	W h e a t	28250783	
Mexico	M a z e	254043	127540
	R c e, p a d d y	3862914	
	W h e a t	1830631	
Myanmar	M a z e	25672832	52885
	R c e, p a d d y	102636	
	W h e a t	10414012	
Nigeria	M a z e	6070813	185990
	R c e, p a d d y	60000	
	W h e a t	6130000	
Pakistan	M a z e	10412155	193203
	R c e, p a d d y	26005213	
	W h e a t	7218817	
Philippines	M a z e	17827245	103320
	R c e, p a d d y	4342910	
	W h e a t	10827902	
Poland	M a z e	15309813	143965
	R c e, p a d d y	1080886	
	W h e a t	73294568	
Russian Federation	M a z e	4812640	68864
	R c e, p a d d y	25267523	
	W h e a t	1308	
Thailand	M a z e	6400000	79512
	R c e, p a d d y	920000	
	W h e a t	20600000	
Turkey	M a z e	28074610	44439
	R c e, p a d d y	6470	
	W h e a t	26098830	
Ukraine	M a z e	14383000	65789 *
	R c e, p a d d y	384777890	
	W h e a t	10167050	
United Kingdom	M a z e	62859050	322180 *
	R c e, p a d d y	5244140	
	W h e a t	43437229	
United States of America	M a z e	5244140	94569
	R c e, p a d d y	43437229	
	W h e a t		
Viet Nam	M a z e		
	R c e, p a d d y		
	W h e a t		

んど輸入（180万トン）している（FAO2013）。モロコシ以外のイネ科雑穀は1万トンを輸入しており、日本では500トンほどしか生産されていない。

表4には主穀物の生産量を示した（FAO 統計データ2016より、木俣2018a）。トウモロコシ、イネ、コムギの3主要穀物の輸出国は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、フランスおよびアメリカ合衆国など、数カ国にすぎず、他の諸国は自給に加えて大量に輸入もしている。主穀物を1,000万トン以上生産している国々は25カ国ある。人口1億人以上の国々は12カ国だが、G7参加国で人口が1億人以上あるのは、アメリカ合衆国（3位）と日本（11位）のみで

ある。しかしながら、これらの諸国やG7参加国と比較して、日本のみが主穀合計生産量でも1,000万トンに達しておらず、著しく輸入依存の状態にあることが分かる。

食生活では世界的に肉食が増加している。飼料用穀物の需要が急増しているのはこれが原因である。先進国では牛や豚の需要が横ばいであるが、健康志向により、家禽肉の需要が増加してきている。開発途上国では、牛や豚の需要が増加している上に、家禽類の需要が著しく増加している(OECD-FAO2015)。人間の平均寿命は先進国では80歳前後にまでなり、開発途上国でも長寿化に進み、世界的に見ても66歳を超えるようになってきている(OECD2006)。

アメリカ合衆国のマクバガン上院議員が政府に提出した国民栄養問題特別委員会レポート(マクバガン1977)は、病気と食事の関係について次のように報告している。1)がんは、食事や栄養の摂り方の間違いで起きる『食源病』、2)先進国にがん・心臓病・脳卒中などの病気が急増したのは、食生活が悪い方向に変化したから、3)20世紀初めのアメリカでは、がんや心臓病は珍しい病気であった。また、過剰な栄養摂取への改善目標として、次の点を推奨している。1)野菜・果実・全粒(未精製)穀物による炭水化物(糖質)の摂取量を増やす。2)砂糖や脂肪の摂取量を減らす。特に動物性脂肪を減らし、脂肪の少ない赤身肉や魚肉に替える。3)食塩、コレステロールの摂取量を減らす。4)食べ過ぎをしない。

日本でも古守豊甫らの長寿村研究によって(古守・鷹觜1986)、ほぼ同じ結果が指摘され、健康長寿のためには予防医学こそが大事だと推奨している。さらに、Campbell and Campbell(2004)のチャイナ・スタディでも、膨大なデータからほぼ同じ知見が導かれており、さらに彼らは自分の問題から、地球への貢献へととして、プラントベースでホールフード(未精製・未加工)の食事を勧めている。

日本人の死亡原因(比率)に関しては、悪性新生物(27.9%)、心疾患(15.3%)、脳血管疾患(8.2%)、肺炎(7.2%)、老衰(7.8%)など

の順位であり(平成29(2017)年、人口動態統計)、上位3位までは40年ほど前にマクバガン・レポートで示された通り、食生活に関りがあると考えられるが、未だに改善に向かっていないようだ。

日本の医療費は1985年における後期高齢者4.1兆円、国民医療費16兆円(GDP比4.9)から漸増し続けて、2008年には後期高齢者11.4兆円、国民医療費34.8兆円(GDP比7.3)に達し、2020年には後期高齢者19.7兆円、国民医療費47.2兆円になると予測されている。

一方、民生費は社会福祉・老人福祉・児童福祉・生活保護・災害救助の各経費を含み、2002年の総額は12.8兆円であったが、2015年の総額は20.2兆円を超えるまでになっている。2011年には東日本大震災があったためか、この年以後に災害補助費は顕著に増加し始めている(総務省、平成29年版地方財政白書)。しかし、一方で、日本では少子高齢化と相まって若い労働人口が減少している。これを理由に、海外からの労働者に期待すると政府は出入国管理法を改訂した。しかし、多い不正規労働者、成人の引きこもりなどの課題に対応しないまま、海外に労働力を求めて良いのだろうか。

さらに、人口増加に重ねて、肉食の普及によって家畜の個体数 population も激増した。家畜を大集団で飼育することにより、家畜の感染症拡大パンデミックが起こるようになった。すなわち、感染症のパンデミックは人口増加による人間だけではなく、たとえば鳥インフルエンザのように家畜にも起こった。一般的に家畜の病気は人間に感染しないはずだが、これは鳥ばかりでなく人間にも感染して死に至らしめる事例もある。ハラリ(2015)が述べているように、地球に生存する大型動物は、家畜7億トン、人間3億トンに対して、野生動物は1億トンにすぎない。これほどまでに人間は地球を占有しても良いのだろうか。

2) 自然・農林地の所有様態と保全・活用

日本では、自然・農林地の所有、管理責任が不明確になり、耕作放棄地が1990年頃から急

増している（農林水産省、農林業センサス）。耕地面積と耕地利用率は漸減して、1960年（耕地面積607万ha、作付延べ面積813万ha）と2017年（耕地面積469万ha、作付延べ面積438万ha）を比較すると、耕地面積・作付け延べ面積が著しく減少しているばかりでなく、耕地利用率が134%から93%にまで低下している。このことは、2期作、表裏の2毛作、間作や混作などが行われなくなったことを示している。

また、植林管理放棄地・所有者不明土地も2016年頃から増加が目立ち始めている（農林水産省）。このことは、国土の治山治水を脅かし、自然災害の増加につながっている。自然・農林地の所有と管理責任を明確にすることにより、自然災害を防ぎ、耕作放棄地を活用して食料自給生産を高めることができるので、国、地方公共団体、家族や地域の共同管理責任、責務の自覚を明確にすべきである。

産業としての農業（商品）と生業としての農耕（生きる糧）を区別して考え、いま改めて人間の再生 Renaissance のために農耕の意味を見直し、普及するべきだ。すなわち、農山村での小規模家族農業、クライン・ガルテンやダーチャのような家族自給農耕、都市での市民農園やコミュニティ・ガーデン、学校農園などを拡大促進し、農山村の管理放棄地を減らし、潜在的食料自給を高める多面的な農業・農耕政策が望まれる。

タッジ（1998）は著書『農業は人類の原罪である』で、農業よりも狩猟や牧畜に好意を寄せており、家畜化とは支配ではなく、両者の契約とみなすことに賛意を表しているが、栽培植物も同じであり、遊牧からキリスト教の伝統を受け継ぐヨーロッパの人々と、農耕中心の歴史を受け継ぐアジアの人々では農業観が異なるのだ。彼はさらに次のように述べている。

農業を始めたのは、楽園を取り上げられたとき {注：アダムとイヴがエデンの園を追われた}、もうそうするしかなかったからだし、押し込められた高地はちょうどそのためうってつけの場所だということがわかったからなのである。旧約聖書の多くの部分は、初

期の耕作農業の記述にあてられている。かたられるのは「飢饉について」「奴隷労働について」「終わりなき苦役について」と物凄なものばかりだ。人間は何千年もの長きにわたって、趣味のような農業を営んでいたと思われるが、それはおそらく、ある場所で数年間農業を続けたらそこは打ち切り、どこか別の場所を見つけるというようなものだっただろう。農業はいったん始めたが最後、どんどん輪をかけてやらねばならなくなる。農業をすればするほど人口が増えるから、ますます農業をする必要に迫られた（悪循環）。海面が上がり、狩猟に適した土地が失われた。しかも小麦と大麦が存在し、それらが育つ土地もあった。こうしたことが、農業への転換を可能にしたのである。しかし、彼らは農業を好んではいなかった。ひどく嫌っていたとさえ考えられる。

ハラリ（2011）も『サピエンス全史』で、農業が苦を与えた元凶で、人間は農業を始めたくて始めたのではないと次のように言っている。

サバンナや森で狩猟採集民は豊かに暮らし、幸せであった。狩猟採集民は刺激的で多様な時間を送り、飢えや病気の危険が小さかった。農業革命によって手に入る食糧の総量を増やすことができたが、その結果はより良い生活やより長い余暇には結びつかなかった。むしろ人口爆発と飽食のエリート層の誕生につながったので、苦勞して働いても農耕民は満足度の低い生活を余儀なくされた。人間は小麦、稲、ジャガイモなどの植物を栽培化したのではなくて、逆にそれらの家畜化されたのだ。認知革命と農業革命の後も、家族や地域コミュニティはあらゆる人間社会の基本構成要素であり続けた。ところが、産業革命はこれら基本構成要素をばらばらに分解してのけた。伝統的な家族や地域コミュニティの役割の大部分は国家と市場の手に移った。今日、人間は神になる寸前で、永遠の若さばかりか、創造と破壊の神聖な能力さえも手に入れかけている。環境を征服し、食物の生産量を増やし、都市を築き、帝国を打

ち立て、広大な交易ネットワークを作り上げた。人間は飢饉や疫病、戦争を減らし、人間の境遇に関しては、ようやく多少なりとも真の進歩を遂げた。

ハラリのこの著作の続編『ホモ・デウス』についてはさらに後述するが、彼はユダヤ教とキリスト教により歴史を刻んできた欧米人の利権を的確に描いているのだと思う。サピエンス(現生人類・人間)の全史は欧米の視点から、共同主観的現実(注:吉本隆明の共同幻想に近い概念か)として述べられているのであって、アジアやアフリカ地域の人々、先住民族や少数民族の視点についてはデータだけで、非常に観念的、還元論的に惨憺に述べているように感じる。

生業としての農耕が、産業としての農業になり、さらに近代以降工業化してきた。時の権力から強制して生産させられ、略取される農業は苦痛であるが、家族や地域社会のためにする農耕は苦痛ではなく楽しみである。また、農耕を通じて心を耕すのはアジア人の理想ですらある。欧米人でも農耕を楽しみにする人々はいなかったわけではない。生業としての農耕は狩猟・採集・園耕・漁撈と同じく、趣味的な楽しみをとまなうことである。生業とは日々を生きるためにする暮らしの仕事だ。自然に近い暮らしは不便だが、自律して楽しい。家族や地域社会のためになる仕事ではあるが、産業や職業というものではなく、収入を得ることも可能だが、無償のこともあり、趣味や生甲斐でもある。

広辞苑はそっけなく、「生業は生活のためのしごと」と記述しているのみであるが、春田(1995)は生業とは生活を立てるための仕事、自然のもつ多様な機能から生活に役立つ価値を引き出す行為である、との的確に定義している。日本でも、全国各地の郷土食は野生生物を含めて、季節ごとに採りたての多様な食材を混合して用いていた。食の多様な楽しみ、健康と同時に、飢饉にそなえて家族レベルでの食の安全保障をしていたのだ。

現在進行している人口増加、食料不足、食の質的安全、環境変動、社会変動、複雑化や急激な変動に対応するために、伝統的な食、農法を

実際に継承しておかないと、家族、地域社会、大きく言えば民族、世界の人々の食料安全保障をすることができない。新大陸起源のジャガイモとトウモロコシがヨーロッパに伝播して家畜の飼料になり、19世紀後半から肉食が大いに普及した。食料・飼料の増産・確保のために、土地の略取を求めて20世紀には世界中を巻き込んだ大規模な侵略戦争が起こった。

第1次世界大戦は科学技術の発達により効率よく人殺しができる兵器ができて、莫大な死傷者数を出すような戦争生態になり、第2次世界大戦ではそれに輪をかけて、原子爆弾のように一瞬で数十万人を殺害する兵器も使用された。科学技術がいたもたやすく効率的に人殺しをすることで、文明が精神的にも根本から変わった時代になってしまった(桜井1999)。

3) 生物文化多様性の保全・活用

生物多様性が急激に失われていくのは、今回ばかりは人間のなせる罪悪であり、もちろん、野生生物の多様性は保全すべきである。また同時に、人間は歴史的にその一部を適切に活用して、生物文化多様性を伝統的基層文化として蓄積してきた。人間は自然との関わりで日々の生業に勤しみ、あるいはそこに遊びを見いだし、自然を恐れもしたが感謝もしてきた。本来、人間が自然を体験し、学び、活用することは根源的な生存に関わることであった。現代社会は制度的に、自然と関わる自由を制限してきた。生物多様性を保全するために部分的な規制をもうけることは理に適うが、自然に立ち入ることを厳しく制限することは、生業を奪い、信仰や思想の自由と遊びを楽しむことをも拘束している。しかも、上述したように耕作放棄や相続権放棄に重ねて、所有者不明土地が全国に広がっている現状の不条理は、解決せねばならない重大な関連課題である。

さらに、都市が拡大して、山村部では過疎・高齢化し、自然と関わってきた伝統的知識体系、生業の技能が喪失されようとしている。科学的知識体系と伝統的知識体系が共存することにより、過剰に便利な科学技術、生命科学の利用を

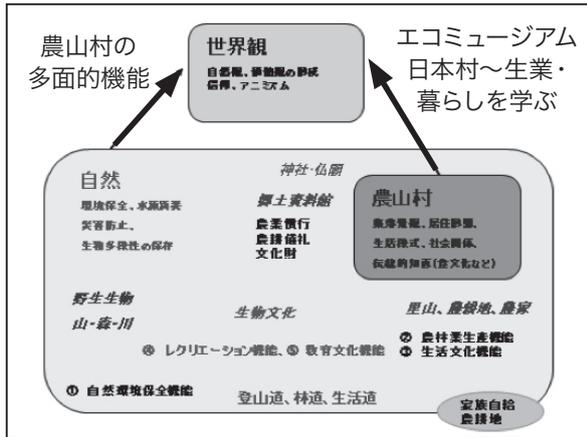


図4 農山村エコミュージアムと多面的機能を活かした環境学習

制御すること、および再生可能な生物資源の保全と確保・活用は喫緊の重大課題である。この緊急事態を認識して、すぐにでも行政策として対処することが必要である。私たちは、農山村エコミュージアムの提案をして（木俣ら 2010）、農山村の多面的機能を活用した実践研究も継続してきた。

しかし、環境及び農業関連基本法では十分な位置づけがなく、生物文化多様性の保全と利用まで含めた家族・地域・国レベルの食料安全保障への対応策は等閑視されたままである。地域や国の行政策がなされないならば、家族や市民レベルで対応して、家族食料安全保障の備えをせねばならない。重ねて市民農園、ダーチャ、クライン・ガルテン、都市農耕など、家族自給農耕を強く勧めたい。

4) 環境学習・環境教育の促進

環境学習の実践・調査・研究を、私は子供のころから行ってきて、いくつかの作業モデルを提唱、改良を加え、「ELF 環境学習過程」による環境学習枠組みと人類の文明社会の複雑化に適応する「生涯にわたる環境学習過程の構造」を提示した（木俣 2014）。農山村エコミュージアムの提案モデルも「エコミュージアム日本村」として、とりあえずの成案に至った（図4）。この応用として、「雑穀街道」を普及し、FAO 世界農業遺産に登録するように推奨している。

受験中心の学校教育では、科学的知識の断片

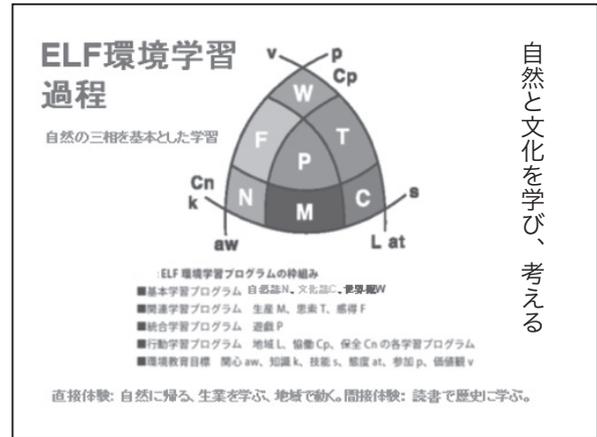


図5 ELF 環境学習過程の概念

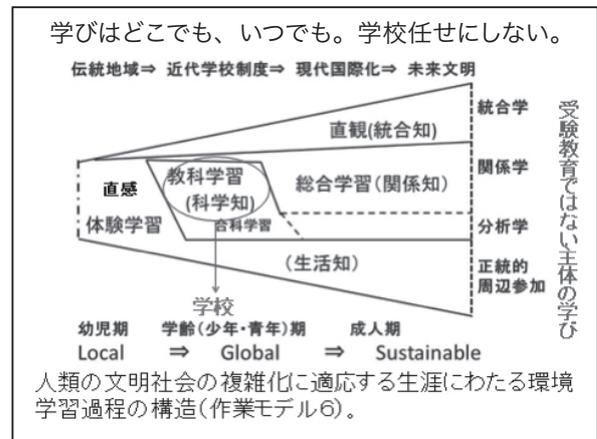


図6 人類の文明社会の複雑化に適応する生涯環境学習過程の構造

的暗記になり、自然、生業、農林漁業に関する知識・技能の体験的習得が保障されない。家庭生活の技能習得も保障されない。生活知を学ぶことがなくなれば、この国の伝統的知識体系は継承されずに、衰微・断絶することになる。素のままの美しい暮らしが見失われようとしている。これからの持続可能性ではなくて、これまで持続してきた暮らし（基層文化の歴史）をどうして軽く扱うのだろうか。

この数十年、児童・生徒の不登校、いじめ、自殺が多く、それなりの努力がなされていても、あまり課題解決に向かっていない。世界的に見ても日本人の自殺は多く、1998年に3万人を超えて、2003年に3万4,427人とピークに達し、2017年には2万1,321人と漸減してきているが、世界ではいまだ18位の多さである。しかし、とりわけ最近では若者の自殺が著しく増えてお

り(舞田 2016)、G7 諸国の中では死因の第1位になっている(警視庁、2014 年版自殺対策白書)。

学校などの学びの場が暗くなったのは何時からであろうか。その主因は何なのだろうか。主な要因の一つは、学歴偏重の受験教育にあると受験生の時に考えて、生涯この問題を念頭に置こうと決め、たまたま東京学芸大学に職を得たので、どうしたらよいのか考え続けてきた。弊害の多い受験教育を大いに反省することによって、教育方法論を改善し、学校、家庭、地域社会による学習・教育制度の在り方が人生を豊かにする方向に良くなるように求めたい。学校教育における教科学習は重要ではあるが、人生における生涯学習のすべてではなく、その一部である。日本の教育方法論を改善するために、環境学習の方法論を実践研究しながら組み立ててきた。

私たちの環境学習過程は、自然の三相を基本にした全体論的学習プログラム枠組(図5)および生涯にわたる環境学習に及ぶ統合的作業モデル(図6)である(木俣 2014)。自然に帰る時間を持ち、遊びや生業を直接体験し、地域社会で暮らしを全体的に学ぶ。自然の中で遊び、生業を学ぶことは複雑な社会の環境ストレスから心身を解放する。また自ら、先人の経験を聞き、読書によって間接体験する。非受験教育の観点からも、教育内容・方法の根底的な見直しが必要である。

4. 環境原則を憲法に加える

敗戦後の1946年2月13日に、ホイットニー准将が最高司令官(注:GHQ マッカーサー元帥)の名代として吉田茂外相に草案(注:GHQの日本国憲法草案)を手渡した際の実録を、スタンフォード大学フーヴァー研究所の西鋭夫(2018)が紹介解説している。このGHQ草案オリジナルは公文書館で65年間極秘にされ、2011年2月8日に極秘解除となり、公開されたものだという。この草案を吉田茂外相は事前に受け取ったが、秘匿したようだ。この際に、連合軍総司令部GHQ 民政局法規課長のラウエル陸軍中佐が記録したメモによれば、次のよう

な状況であった。

当時の幣原内閣は憲法問題調査委員会、松本丞治委員長の草案をGHQに提出したが、明治憲法を色濃く残しており、自由で解放的な民主憲法草案ではなかったため、即座に却下されてしまった。敗戦後、1945年に日本共産党(新憲法の骨子)、憲法研究会(憲法草案要綱、高野岩三郎ら知識人7名の民間団体)、1946年になって自由党(憲法改正要綱)、進歩党(憲法改正要綱)および社会党(憲法改正要綱)がそれぞれ独自の草案を公表していた。

GHQ 民政局のラウエル中佐は各政党案ではなく、憲法研究会草案を最も評価し、彼の覚書にも記録されているので、草案作成の際に参照したようだ。しかし、当時の日本政府では新しい時代に望ましい憲法案ができないとの判断で、結果的には2月4日から9日間でGHQ草案が急遽作成され、上記のように2月13日に吉田外相らに提示されたのである。吉田は事前に原本5部のうちの1部を受け取っていたが、13日に改めて写し1部を初めてのように受け取り、その後、あたかも彼が提案したように取り繕ったようだ。このため日本国憲法は吉田が起草したと、東京大学教授が言っているように電車の書籍宣伝にあった。GHQは業を煮やして、形式上は提示しただけだが、実質的には押しつけ与えたということのようだ。

従って、世界で最も簡潔な憲法で(注:世界平均が21,000語、日本国憲法は4,988語)、規定の明文化が不十分であり、往々にして解釈改憲がなされてきた。イギリスのように憲法がなくても各種法律と不文律で社会が維持できるのは望ましいのかもしれないが、日本の場合は言語的曖昧さに加えて、誤解や曲学阿世も生じやすいので、今しばらく時間を取って、しっかり論議して、改めて憲法を見直して条項の明文化を進める必要がある。

このような日本国憲法草案作成の経緯を知るにつけ、70年以上も経過して国内外の社会的な変化も大きいことから、政党や国会議員にすべてをお任せするのではなく、改めて十分な時間を取り国民・市民が議論して、見直しを行い、

改定の必要性があるのなら、かつての憲法研究会のように憲法改訂草案を提案したらよいと思う。この際、特に環境規定は重要な条項として加えるべきであろう。

1) 憲法学者による環境規定の在り方

環境法政策学会でシンポジウム「憲法における環境規定の在り方」(2006)が行われ、『ジュリスト』No.1325(2006)にその報告特集が掲載された。まず、その議論で気になる点を要約引用する。次に、私は直観的に環境原則の追加を検討してきたが、このシンポジウムにおける憲法を研究対象とする人々の考え方を参照し、さらに上記に述べた私の考えを再検討、整理することにしたい。

この特集にあたって、大塚直は環境規定が憲法改正の露払いとして矮小化された扱いをされないことを願うとともに、本特集に学問的意義が見出されることを祈っている、と述べている。さらに、本論の中でも、大塚は環境法研究の立場から、憲法における環境規定の在り方について考察している。国家の環境保護義務の対象には、生活環境、自然環境、地球環境もすべて入る。環境防御権は国家に対する権利であるのみではなく、私人間適用もされる。対象は主として生活環境に関連するものの一部である。環境社会権については、国民にとって生命・健康・財産等に関わるという、環境の中でもコアの部分(自然的生活基盤)が中心となる。環境参加権についてはオーストラリア条約を参考にすると、対象としては、生活環境、自然環境、地球環境がすべて入り得る。憲法に国家の環境保護義務の規定をおくこと、環境参加権の規定をおくことについては、憲法学の観点からも大きな支障はないと確認できる。

塩田智明は現在の憲法改正に関して国会の状況、各政党からの提案について概観している。衆議院憲法調査会における環境に関する議論では、環境権、環境保全の義務などを憲法上明記すべきであるとの意見は多く、その論拠として次のことが挙げられた。

a; 条文上の根拠が曖昧なまま解釈論を展開す

るだけでは権利保障が不十分であり、憲法典の中に明文の根拠を与えるべきである。

b; 21世紀の日本の在り方・アイデンティティとして環境立国を明確にする必要がある。

c; 諸外国の例を見ると、1980年代以降複数の国において憲法に環境権が規定されている。環境権とは一般には、健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受し、これを支配する権利として理解されている。

さらに、環境権・環境保全の義務等の規定の仕方に関しては次の意見があった。

a; 国民の権利として環境権を認める。

b; 国民の権利としてではなく、国家目標規定とすべきである。

c; 国民の環境保全義務または責任として規定すべきである。

d; 前文あるいは本則において国家の基本方針としての環境立国という観点を入れるべきである。さらに、国家は将来世代に対する責任からも、立法等により、自然的生活基盤(環境)を保護する責任を有するドイツ基本法20a条を積極的に評価すべきである。

松本和彦は憲法研究の立場から憲法における環境規定の在り方について、次のように述べている。環境権を現行憲法の権利規定から導き出すことはきわめて困難である。環境権を憲法に規定することは新しい憲法上の権利を認めることになる。憲法改正という冒険をしてまで、環境権を憲法に盛り込むよりも、環境影響評価手続を整備して地道に法律制度を構成していく方が生産的である。それでも、環境規定を憲法に加えるのなら、国家の環境保全義務を明文で規定し、次に手続参加権としての環境権を個人あるいは団体の権利として規定することも考えられる。

同じく、石川健治も憲法研究の立場から憲法における環境規定の在り方について、次のように記している。環境規定の新設をもし考えらるるならば、生圏中心主義を明記した環境保全義務規定を、国家目的規定として増設するという提案以外にはあり得ない。第25条1項の生存権の条項を廃止して、現行の2項を「最低限

度」性の強調など文言を強化したうえで1項に移行し、生圏中心主義を盛り込んだ新しい25条2項を増設するのが、考え得るほとんど唯一の真摯な憲法改正提案である。このような真摯な憲法改正案でなければ、現在提示されているプランに関する限り、憲法改正の必要性は認められない。

淡路剛久はフランス環境憲章における環境規定について紹介し、日本に対する示唆を行っている。将来世代および国境を越えた人々の生存の維持を含めた、生態系の維持を基盤とした持続可能な社会の維持を基盤とする第3世代の人権（環境権）の在り方を検討すべきである。予防原則や環境損害責任などの義務を含み、名宛人には個人、公法人、私法人が含まれうることも検討する。抽象的な環境権の規定と環境保全の責務を定めるだけでは意味がない。高邁な理念と現実的な根本規範創造の要請があって実定法規が創造される。法理論がどのような役割を果たすべきかは、哲学と実践的態度如何にかかっている。

柳憲一郎は全般的なコメントを寄せて、環境の重要性について国会ではかなり重要であるという認識レベルにとどまっているにすぎない。国民の環境保全義務という考え方を憲法上に規定することについては、私どもは消極的な立場をとっている、としている。同じく、北村喜宣も全般的なコメントを寄せて、環境権なるものの法的性格についての議論の整理が不十分である、と述べている。

パネル討論では多くの発言があったが、特に浅野幾久子は、環境権規定の導入に対して大多数の憲法学者は懐疑的スタンスをとっており、環境権規定の導入に何らかの意味を見だし、積極的な立場に立ったりするわけでは決してないとさえ強調している。

2) 憲法改訂の議論の現況

さらに、最近の憲法の改訂論議について、多くの法学者が意見を述べているので、次に最近出版された2冊の書籍から15人の意見を要約する。

①『改憲の論点』（木村草太ら2018、集英社）では立憲デモクラシーの会の主要メンバー8名が、自衛隊明記、新九条論、専守防衛、改憲勢力、アメリカ、解散権、国民投票、立憲主義に関して意見を述べている。大方が第九条をめぐる考察であるが、環境権に関しての記述は次の文節のみで、ほとんど論点にならなかった。「公明党の市川雄一書記長からも国民投票制度の導入、地方分権、環境権の明記などの検討が提起され、さらに一九九六年に民主党が結成されると、とりわけ鳩山由紀夫が首相公選制、国民投票制度、環境権の導入などを提唱し、そこに地球環境問題のような人類的な課題も現実味を帯びてきました。」

②『立憲的改憲』（山尾志桜里編著2018、筑摩書房）は、立憲民主党の山尾志桜里衆議院議員が7名の方と対談した記録である。この対談も大方は第九条を中心に憲法が論じられており、環境に関する記述は次のことのみで、問題意識は無きに等しいと考えられる。「日照権や景観権など新しい人権が争われる場合、影響を受けるのは単に原告と被告だけではない。いろいろな人に影響を及ぼすのに、裁判所がトップダウンでルールを形成してしまうのはまずいのではないか。」

各政党も憲法改訂についてそれぞれの見解を次のように示している。

③与党の自由民主党は2014年4月に「日本国憲法改正草案」を提示している。このなかで、環境が直接記述されているのは2カ所であった。前文において、「我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる」。「(生存権等)第二十五条…(環境保全の責務)第二十五条の二 国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない。」公明党は、憲法改正論議の中で環境権を議論の対象とするとしている。

一方、野党の立憲民主党は改憲草案を出していないが、改定することを否定してはいない。憲法に対する考え方(2018年7月19日)の中

には環境規定に関しては示していないが、綱領の中には「気候変動をはじめとする地球環境問題と向き合い、新たなライフスタイルを確立し、持続可能な社会を実現します」と記している。立憲民主党代表の枝野幸男衆議院議員は2018年7月20日に3時間近い内閣不信任案趣旨弁明演説を行った（ハーバー・ビジネス・オンライン編2018）。

この中で直接的に環境規定に関して述べてはいないが、次の見解は関連した見解であろう。「日本の歴史と伝統を大事にするのであれば、こうした近代欧米文明、産業革命以来の規格大量生産型の文明が入ってくる前からある我が国の歴史と伝統こそをもう一度見詰め直す、それこそが私はまっとうな保守のあり方だ。そのためにいわゆる所得補償制度をとることは、先進国の農業政策などにおいては今や常識となっています。これはまさに農業を守る、食の安全を守る、緑を守ると同時に、まさに、特に過疎地域などにおける経済を回していく最低限の前提条件として必要なことだ」と述べ、農山村の多面的機能、小規模農家の重要性を指摘している。

3) 環境原則シンポジウムの議論

NPO 法人環境文明21の主催（2018年11月6日、衆議院第一議員会館）で「日本国憲法に環境・持続性原則を導入」するとの課題のもとにシンポジウムを行った。議論要約は次の通りである。

加藤三郎は憲法に環境原則を加える提案趣旨を述べ、木俣美樹男が家族・地域・国レベルの食料安全保障の必要性について、立法事実データと雑穀標本を示して加藤提案に追加条項を提案した。川上晃生はリニア新幹線の問題点について景観保全の重要性を踏まえて話題提供し、石野耕也が憲法に環境規則を加えている諸国の状況について話題提供した。

その後のパネルディスカッションでは、参加者の意見も含めて次のことが議論された。環境課題は危機感ではなく、立法事実に基づく論理として憲法レベルの重要課題である。若者が自己に閉じこもるのは、初等教育の欠陥で改善す

べきだ。大学の授業は聞くばかりで、学生たちは意見を言わず、議論にならない。原子力発電の段階的廃止に6割以上の国民が賛成していても、その方向に進まないのは、法学者も含めてこの国の村社会は連携がないからだ。環境課題は暗いものが多いので、若者に魅力のある方向を示してほしい。自治会などでも地球環境問題が話題になっている。地域に戻って生活が成り立つようにすべきで、環境問題は身近な課題だ。若者は経済状況が悪く、政治に関わる話題は避けている。国民・市民による憲法の議論が広がってほしいなどの意見が出た。

5. 人間の進化の来し方行く末

日本を含めた世界の状況を次のように認識している。とりわけ日本における過度な都市集中は極端な自然離れを引き起こし、環境ストレスにより人心を荒廃させ、非人間的、非情理になっている。その現象は、過疎・高齢化、少子化や青少年たちの不登校、いじめがなかなか減らず、全体としての自殺者数が漸減していても若者に関しては著しく多くなっている。また、所有者不明土地や耕作放棄地の拡大、農林漁業者の減少などは村落の崩壊、生業の衰退、野生・外来生物の順化と鳥獣害の増大、森林・河川の治山治水の劣化をもたらしている。

自然災害の増加（台風、地震・津波、火山活動、山火事など）にみられるように、地球環境の変動は著しく、資源枯渇（森林、水産物、石油・鉱物、綺麗な水）も現実的であり、あわせて社会変動（人口増加、戦争拡大、経済格差）も大きくなっている。食消費生活・健康（食料不足と廃棄、農薬・食品添加物、肉食過多、バイオエタノール）への不安、大気・水・放射性物質などの汚染激化などは実に不都合で不条理な状態に陥っている。

生命科学（遺伝子操作）や情報科学（人工知能）などの科学技術の過剰な利便性追求に反比例するかのようになり、生き暮らす知恵である伝統的知識体系の不継承は深刻な段階に至っている。基層文化の多様性保全の視点からも、生物の野生種と栽培種ともに危急な状況にある。科学技術

の過剰な利便性追求から適正な利用へと生活様式を移行するには、統合的な環境学習が必要である。現代文明は現代文化のみによって成立しているのではなく、長い歴史的蓄積である基層文化に支えられて、その上に成り立っている。このことは過去から未来まで変わることはないことである。

しかし、大きな課題は科学技術の過剰な利便性追求により、人間が人工に依存し、職業を失う可能性がすでに論考されている。職業が無くなれば、経済格差がひどく大きくなる。一方、職業が無くても、日々の仕事である生業は必須のことで、無くしてはならない。この生業さえも奪われたら、人間としての生活が無くなってしまう。したがって、科学技術の利便性追求に依存することの隠れた根源的問題は、伝統的知識・技能とともに生業を奪われて、人間として生きる喜びを失うところにある。このような夢の未来を迎えたくないのなら、科学技術文明の過剰な利便性追求を保留して、統合的な環境学習を進めて、生き物の文明に移行する準備をすることである。

満たされることのない「あやかしの夢」へと急ぎ立てる受験教育から脱して、楽しく幸せに暮らす環境学習への移行が求められる。真っ当で平安な、素のままの美しい暮らしこそ十分に幸せで、家族や友人とともに生きる楽しい日々であると思う。名利ばかりを求め、過剰な利便性に流されれば自己を見失う。確かな自覚ができる生きる喜びを失えば、虚無へと向かうしかなく、他者を傷つけない優しく真面目な人々は社会への抗議自殺に至るだろう。

上述した『サピエンス全史』（ハラリ 2011）に続き、最近翻訳されたハラリ（2015）の『ホモ・デウス』では極端な還元論、機械論と選民論が展開されている。彼は近未来を伶俐に深く先読みして、近未来に生じる課題解決の可能性を提示している。しかし、この問題は進行の途上であり、まだ全体が見えているわけではないので、今後どうするかはサピエンスの選択の問題だとしている。私は科学（分析の学）の機械論・還元論の立場をとりたくなく、環境学を統合の学

として位置づけて、有機体論・全体論の立場を引き続きとり、抗い続けたい。この抵抗は本質的にすぐれて個人の心の在り方（構造）の問題だ。次に関連のある文言を要約引用する。

三千年紀になって人間は飢饉、疫病、戦争を回避できるようになり、神や聖人に祈る必要は無くなった。次に、人間はバイオテクノロジーと情報テクノロジーの巨大な力により、不死と幸福と神性を標的にする可能性が高い。テクノロジーによって人間の心が作り直せるようになると、サピエンスは消え去り、人間の歴史は終焉し、完全に新しいプロセスが始まる。これはホモ・デウスへのアップグレードということだろう。心も科学のごみ箱に放り込まれた魂や神やエーテルの仲間入りをすべきかもしれない。二一世紀の間に、人間の虚構が遺伝子コードや電子コードに翻訳されるにつれて、共同主観的現実とは客観的現実を呑み込み、生物学は歴史学と一体化するので、虚構は気まぐれな小惑星や自然選択をも凌ぎ、地球上で最も強大な力となりかねない。したがって、虚構と現実、宗教と科学を区別する能力はかつてないほど重要になる。知識は経験と感性を掛けあわせたもので、経験は主観的な現象で、感覚と情動と思考という構成要素からなる。経験と感性は互いに高め合う。

新しいテクノロジーは古い神々を殺し、新しい神々を誕生させる。テクノ人間至上主義は心をアップグレードし、未知の経験や馴染みのない意識の状態へのアクセスを与えようとする。人間の心を改造するというのは、すこぶる複雑で危険な企てである。データ至上主義は、動物と機械を隔てる壁を取り払う。生物学がデータ至上主義を採用したからこそ、コンピュータ科学における限定的な躍進が世界を揺るがす大変動になり、生命の本質そのものを完全に変わってしまう可能性が生まれた。AIとバイオテクノロジーの台頭は世界を確実に変容させるだろうが、単一の決定論的な結果が待ち受けているわけではなく、こうした可能性の中に気に入らないものがある

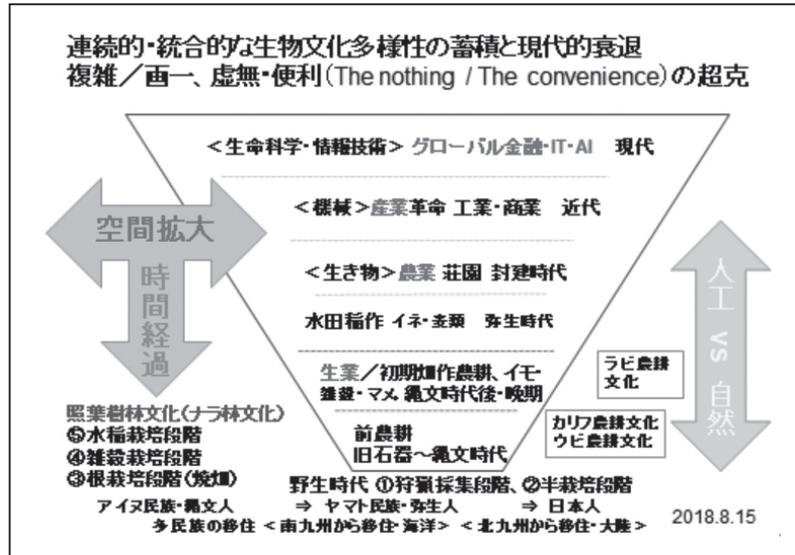


図7 現在日本の基層文化の歴史的多層構造

るのなら、その可能性を実現させないように、是非従来とは違う形で考えて行動してほしい。

ハラリは、戦争は核兵器で抑止され、また、無人兵器や高度な特殊部隊、あるいはサイバー戦ですので、おおよそ大規模な戦争は回避されるとしている。しかし、戦闘で殺害されるのは軍人・兵士だけではなく、個別に人生をもった一般市民、非戦闘員だ。AIが将来人間の判断を代替するとしたら、自律した個人がいなくなり、誰がその結果責任を取るのか。過剰な利便性と引き換えに、人間の虚無は蔓延する。

宮崎駿の作品にたとえて言うなら、トトロは科学的には存在しないが、心の中には存在しても良いファンタジーだ。自由な想像が人生を豊かにしている。1,000年前のものけ姫の時代にカミ殺しが起こり、1,000年後のナウシカの時代には科学教団が地球を破壊しつくした黄昏の時代になっていた。選民である科学教団の神墓は、現代の科学者が未来に向けて仕組んだものであった。ホモ・デウスをファンタジックに描けば、ナウシカの世界のようになるだろう。ハラリが言うように、ヨーロッパとは異なり、アジアの農耕民は自らを森羅万象の頂点とは考えてはいなかった。生命科学や情報科学がサピエンスを滅ぼして、神としてのホモ・デウスになるというのなら、それが宗教であるとしても、

私の心は科学教・データ教を信仰せずに抵抗して、ファンタジックに自然を信仰する。

選民であるハラリの言うことは、遊牧民の思想的伝統が強く、農耕民を蔑視し、農耕の現場を知らない者の観念論だ。図3に示したように、近代農業技術が科学的に発達するまで、農耕はドメスティケートされた生物と共存から共生へと共進化の段階（いわば信頼による契約関係）に向かっていた。本性、自由を好む人間は自己家畜化を求めてはいなかった。農業が産業として商品経済に組み込まれる過程で、契約が従属関係へと変化していった。さらに、生命科学は生物と人間の関係を隷属に貶めた。

人間は神ではない。AIも神ではない。私は神と称するホモ・デウスに抵抗する。基層文化は重層的に存在している（図7）。文明はその上に築かれて、興亡を繰り返し、流動してきた。興亡の速度を上げれば、生物的進化も、文化的進化もバランスを失い、破滅する。科学技術は楽観的に用いられるものではない。軍事に用いられれば、多くの人々を不幸に陥れる。個人の人生の喜怒哀楽をなかつたことにして、歴史を語るのは尊大な選民意識だ。

他方、ドーキンス（1989）は『利己的遺伝子』において次のように述べている。ハラリとは異なり、私と同じく、何とか抵抗して人間の未来に希望を見いだそうとしている。つまり、人間

は遺伝子 gene にもミーム meme にも反逆することができ、自らの人生を制御する。

われわれは遺伝子という名の利己的な分子を保存するべく盲目的にプログラムされた生存機械である。生存機械というものは遺伝子という利己的な存在によって支配されており、しかも遺伝子は将来を先取りしたり、種全体の幸福を心配するようなものとはおおよそ考えられない。利己的遺伝子説はダーウィンの説で、オーソドックスなネオ・ダーウィニズムの論理的な発展である。自然淘汰には遺伝子からの見方と個体からの見方がある。

成功した遺伝子の無情な利己主義は、個体の行動における利己主義を生み出す。しかし、遺伝子が個体レベルにおけるある限られた形の利他主義を助長することによって、最もよく自分自身の利己的な目標を達成するような特別な状況も存在するのである。われわれ人間は必ずしも一生涯遺伝子に従うよう強制されているわけではない。あらゆる動物の中でただ一つ、文化によって、すなわち学習され、伝承された影響によって、支配されている。現代人の進化を考える際に、遺伝子だけをその唯一の基礎と見なす立場を放棄すべきである。

文化伝達の単位、模倣（自己複製）の単位をミーム meme^{注1)} とする。私たちには、私たちを生み出した利己的遺伝子に反抗し、もし必要なら私たちを教化した利己的ミームにも反抗する力がある。純粹で、私欲のない利他主義は、自然界には安住の地のない、世界の全史を通じてかつて存在しなかったものである。しかし、われわれにはこれらの創造者に歯向かう力がある。この地球上で唯一われわれだけが利己的複製子たちの専制支配に反逆できるのである。人口増加は現実的には飢餓、疫病、戦争、あるいは運がよければ産児制限によって阻止される。科学技術の発展による食料増産や医学の進歩が人口を増大させたことは、単純な論理的真理である。

また、ミズン（1996）は『心の先史時代』で、心の進化について次のように述べている。私は、

彼のいう現代の狩猟採集民の鍛錬された統合的な心の構造に惹き付けられる。

人類の心は数百万年かけて進化した。それはあらかじめ定まった目的も方向もない。心の進化を理解するためには先史を見なければならぬ。人間の心のはっきりとした特徴（言語や進んだ知能）が現れてきたのは五千年前からの時期である。現代人類の心の本性を決めるような最も根本的な事件は定住農耕社会よりずっと前の先史時代に起き、農業の起源は心の先史時代に対するエピローグであった。定住農耕は共同体全体にとっては、移動型の狩猟採集の生活様式に比べると、生活の質が落ちる。しかし、特定の個人には社会的支配力や権力を確実にする機会をもたらした。人間が最後の氷河期が終わる頃の大きな環境変化に直面した時に、農耕による生活様式を開発するという解決法を見出せるようにしたのは、認知的に流動的な心だった。

今日生きている人の大多数にとっては、狩猟や採集による世界は技術的な知能や博物的知能という特化した認知領域を含め、先史時代のものでしかないということ、とり残されてしまっている。今日のわれわれの心は個人として発達する背景の産物であるとともに、進化の産物でもある。

今日では、科学は真理を求めずして金を求め、芸術は美技を求めずして金を拝むのか。人々は善意を失い、無償の友愛を猜疑するのか。権力や金銭に拝跪する人々に虚無を見る。山月記の虎はどうか、自尊が過ぎ、自惚れが過ぎ、妬み・嫉みに支配されて、野獣を超える猛獣になった。人間ほど恐ろしい猛獣はいない。同種を殺し、喰らいさえするのである。

救いようのない悪が潜んでいる（桜井 1999）。人間はあくなき野蛮に進化するアンフェアな猛獣である。野生動物よりも獰猛である。化学兵

注1：ドーキンスはミームを、文化の伝達や複製の基本単位と定義している。また、プロディ（1998）は実用的な定義として、心の中の情報の単位であり、その複製型の心の中にも作られるようにさまざまな出来事に影響を及ぼすとしている。

器、生物兵器、効率的な武器、原子力兵器、無人機、情報兵器などで、平然と人間を殺戮する。罪悪感を微塵も持たずに、大量虐殺をする。恐ろしく野蛮だ。せめて生き物に殺されたいものだ。だから戦争はするべきではない。

経験の意味が第1次世界大戦における野蛮な戦闘行為によって、それ以降意味をもたなくなったという (Benjamin 1933)。彼は第1次世界大戦を経験して、すでに第2次世界大戦に向かおうという時期に生死していた。エッセイ「経験と貧困」の中で次のように述べている。

経験とはたえず繰り返す年上の世代が年下の世代に教え継いできたものなのだ。自分の経験を述べたてて青年の心を掴むことはもはやあり得ない。経験の相場はすっかり下落してしまった。教養によって得られる精神的な富といったところで、経験によってこそそれに結びつくのでなければ、価値はない。私たちは貧困になってしまった。人類の遺産を次々に犠牲にし、手放してしまった。戸口には経済危機が顔をのぞかせており、その背後には次の戦争が忍び寄ってきている。

果たしてそうだろうか。今でも伝統知や技能のような基層文化は、農山村で継承されているが、この蓄積され、継承されてきた経験は意味あるものだ。

デューイ (1938) は教育方法論上で経験の再構成を重要視し、次のように述べている。

環境とはどのような状況のもとにあっても、個人がもたらされる経験を創造する上での個人的な要求、願望、目的、能力との相互作用がなされるための条件である。十全な私たちで統合された人格は、連続的な経験が相互に統合されているときにのみ存在する。十分な人格は、相互に関連する対象物の世界が構成されたときにおいてのみ、構成される。私は学習者個人と社会との両方の目的を達成するための教育は、経験 (個人の実生活経験) に基礎づけられなければならないという原理を取り上げ、その原理こそ堅実なものを見つけてきた。

技術は過剰に利便性を拡散して生業仕事の経

験的愉しみを奪う。私は平安な社会において、自由、平等、友愛の自律に加えて、創作仕事、自給生業を楽しみたい。政治や宗教は、いわばありふれた環境課題の集約の形でもあり、日常の思想や信仰の行為である。電車内のポスターに『世界一おもしろい絶滅したいきもの図鑑』とあった。人間が殺してきた野生生物を「おもしろい」と茶化す野蛮が腹立たしい。滅びるべきはこうした罪悪感の弱い、生命倫理のない似非科学者だ。

このところ、この国では「神業」「神対応」「〇〇の神様」という用語法が安易に使用されている。あまりに不遜ではないのか。私は科学者としては論理的に神を認めないが、心ではカミガミの存在を好ましく思っている。しかし、日本の公共施設は、ありふれた政治や宗教に関する集会を受け入れない、あるいは制限する。大教団なら特定の宗教施設を有している。個人やグループの思想や信仰に対しても、公共施設での集会を認めるべきだ。これは憲法思想・信仰の自由の保障にあたる。政治党派や宗教団によらない、市民の憲法や宗教の学習会などは公民館などで大いにすべきと思うが、こうした会も使用申込書に内容を記載すると忌避されるのだろうか。

日本の自然を愛おしんだ欧米人は、江戸時代末期以降から少なからずいる。シーボルトや小泉八雲ら、今ではベネシア・S・スミス、C.W. ニコル、K. ベンクス、W. ブライアンなど、全国に数多くいる。バーチャルをリアルと誤認して過剰な利便性に浸り、虚無に衰えるよりも、現実をリアルに認識しながら、ファンタジーを楽しみ、素のままの美しい暮らしを営む方がよい。

日本の自然と親しむ生業文化、その心持ちから環境原則を憲法に明示することは、国内外に向けて地球規模の環境変動を解決に導くための素のままの美しい暮らしについて多くの示唆を与えるだろう。これこそ、ラスキン、ゴッホ、アンリ、イリイチらが、私たち心ある日本人に希望したことだ。

6. 結語

以上の論考から次の提案をしたい。

日本国憲法の三原則は「国民主権（民主主義）、基本的人権（自由・平等）、平和（友愛）」であり、これらを補強し、未来社会を平安で、楽しく、美しくするために新たに環境原則条項を加えて、食料安全保障をめぐる環境保全を憲法条項で確実にする必要があり、これは戦争を回避して飢餓を避けるもう一つの平和を維持する方法でもある。従って、地球環境の変動に対応するために、生業、伝統的知識・技能を再評価および学習継承し、家族・地域・国レベルでの食料安全保障を環境原則条項として憲法に位置づける必要があるため、立法事実を示して、次の条項を加えるように提案する。

「(生活文化) 何人も、自然環境に依拠する生業を学習、継承し、多彩な稔を得る生活文化を享受するとともに、家族、地域社会と協働して、自然、農林地の管理を行い、並びに自然災害・人為災害に対応するために、食料、資材を備蓄し、国と地方公共団体はこれらを保障する。」

なお、木俣のシンポジウムでの発表資料は次で読める。

<http://www.milletimplic.net/collegefores/envcontmk.pdf>

謝辞

民族植物学と環境学習原論専攻の私が日本国憲法に関心をもったのは、東京外国語大学の太田信宏先生の紹介で、栗屋利江先生の大学院ゼミに参加し、“Makers of Modern India” (Guha 2011) を読み、カースト差別を禁じるインド憲法を起草したアンベードカルに強い関心を抱いたからです。このようなインスピレーションを与えてくださった両先生に深く感謝します。

また、日本国憲法に環境原則を加える議論に参加させていただいた「NPO法人環境文明21」の憲法部会の皆様に感謝します。特に、国会議員会館でのシンポジウムで、自由な話題提供の機会を与えてくださった、加藤三郎顧問および藤村コノエ代表にお礼申し上げます。

関連資料

- 木俣美樹男 2014、『先真文明時代』への覚書、民族植物学ノオト 7: 29-37。
 木俣美樹男 2017a、自分で日本国憲法を考える、民族植物学ノオト 10: 62-107。
 木俣美樹男 2017b、学習生態および思考形態とこのくへの過誤、環境と文明 25 (10): 8-9。
 木俣美樹男 2018、自分で日本国憲法を考える、第2報憲法に書き加える環境原則、民族植物学ノオト 11: 51-55。

引用文献

- 阿部剛志 2017、地域社会が抱える所有者不明問題とその解決に向けた道筋、国土交通政策研究所第200回政策課題勉強会概要。
 Benjamin, W., 1933、浅井健次郎編訳、経験と貧困、ペンヤミン・コレクション2—エッセイの思想、筑摩書房、東京。
 Brodie, R., 1996、森弘之訳 1998、ミーム—心を操るウイルス、講談社、東京。Virus of the Mind.
 Collingham, L., 2011、宇丹貴代実・黒輪篤嗣訳 2012、戦争と飢餓、河出書房新社、東京。The Taste of War, World War Two and the Battle for Food
 Dawkins, R. 1989、日高敏隆・岸由二・羽田節子・垂水雄二訳 1991、利己的な遺伝子、紀伊国屋書店、東京。The Selfish Gene, Oxford University Press.
 Dewey, J. 1938、市村尚久訳 2004、経験と教育、講談社、東京。Experience and Education, The Macmillan Company.
 枝野幸男 2018、魂の3時間大演説—安倍政権が不信任に足る7つの理由、扶桑社、東京。
 Guha, R.ed., 2011, Makers of Modern India. Cambridge, The Belknap Press of Harvard University Press.
 Harari, Yuval Noah 2011、柴田裕之訳 2016、サピエンス全史—文明の構造と人類の幸福、河出書房新社、東京。Sapiens: A Brief History of Humankind
 Harari, Yuval Noah 2015、柴田裕之訳 2018、ホモ・デウス—テクノロジーとサイエンスの未来、河出書房新社、東京。Homo deus: A Brief History of Tomorrow
 星川清親 1980、新編食用作物、養賢堂、東京。
 岩田重則 1992、柳田国男の天皇論—民族・稲・沖縄、比較民俗研究 6: 82-109。
 自由民主党 2004、憲法改正のポイント—憲法改正に向けての主な論点。
 自由民主党 2012、日本国憲法改正草案。
 解説教育六法編集委員会 2003、日本国憲法 1946、解説教育六法 16-36、三省堂、東京。
 解説教育六法編集委員会 2003、大日本帝国憲法 1889、解説教育六法 1105-1107、三省堂、東京。
 環境法政策学会シンポジウム 2006、特集2 憲法における

- 環境規定の在り方、Jurist No.1325:72-140、有斐閣、東京。
 {注：この特集では5編の論文と、コメントおよびパネルディスカッションの概要が掲載されている。}
- 環境省 1993、環境基本法。
- 木俣美樹男・井村礼恵・黒澤友彦 2010、第15回全国大会 in 小菅村～源流の村 = 小菅村 = 日本村：生物文化多様性を紡ぐ～、エコミュージアム研究 15：4-11。
- 木俣美樹男、2014、生涯にわたる環境学習過程の構造—環境学習原論の構築に向けて—、環境教育 24 (2)：1-14。
- 木村草太・青井美帆・柳沢協二・中野晃一・西谷修・山口二郎・杉田敦・石川健治 2018、「改憲」の論点、集英社、東京。
- 国分牧衛 2010、新訂食用作物、養賢堂、東京。
- 萬遜樹 2005、日本近代史の中の日本民俗学—柳田国男小論 <http://www.relnet.co.jp/relnet/brief/r18-160.htm>
- Mithen, S., 1996、松浦俊輔・牧野美佐緒訳 1998、心の先史時代、青土社、東京。The Prehistory of the Mind A search for the origins of art, religion and science, Thames and Hudson Ltd., London, UK.
- 那須俊貴 2007、環境権の論点、シリーズ憲法の論点 14、国立国会図書館調査及び立法考査局、東京。
- 認定NPO 法人環境文明 21 2017、日本国憲法に「環境原則」を追加する提案。
- 西鋭夫 2018、フーヴァートレジャー「解禁・日本国憲法秘史」、ダイレクト出版、大阪。
- 農山漁村文化協会編 2015、日本国憲法の大義—民衆史と地域から考える 15 氏の意見。
- 農林水産省 1999、食料・農業・農村基本法。
- 農林水産省 2018、種苗をめぐる情勢。
- 奥野恒久 2007、開発に対する民主的規制と日本国憲法：環境規定をめぐる改憲議論を視野に入れて、地域環境に関する歴史的・文化的・社会的研究 19-33、室蘭工業大学学術資源アーカイブ。
- 大賀圭治 2004、環境学入門 7 食料と環境、岩波書店、東京。
- Pottier, J., 1999、山内彰・西川隆 2003、食糧確保の人類学—フード・セキュリティ—、法政大学出版局、東京。Anthropology of Food, Blackwell Publishers Ltd.
- 桜井哲夫 1999、戦争の世紀—第一次世界大戦と精神の危機、平凡社、東京。
- 戸荻義次・菅六郎 1957、食用作物、養賢堂、東京。
- Tudge, Colin 1998. 竹内久美子訳 2002、農業は人類の原罪である、大進堂、東京。
- Neanderthals, Bandits and Farmers —How Agriculture Really Began, Wedenfeld & Nicolson
- 山尾志桜里 2018、立憲的改憲—憲法をリベラルに考える 7つの対論、筑摩書房、東京。
- 吉原祥子 2017、人口減少時代の土地問題、中央公論新社、東京。
- {注：一部省略した出典がある}